

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道立北の森づくり専門学院管理規則……………（林業木材課） 1

規 則

北海道立北の森づくり専門学院管理規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第35号

北海道立北の森づくり専門学院管理規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、北海道立北の森づくり専門学院（以下「学院」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（修業年限及び学生のだ員）

第 2 条 学院の修業年限は、2 年とする。

2 学生の総定員は80人とし、各学年のだ員は40人とする。

（学年）

第 3 条 学院の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（休日）

第 4 条 休日は、次のとおりとする。

- （1）日曜日及び土曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3）学院の創立記念日

2 前項に定めるもののほか、知事が必要と認めたときは、授業を行わないことができる。

3 知事は、必要と認めたときは、休日でも授業を行うことができる。

（休暇）

第 5 条 休暇は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- （1）春期休暇 3 月下旬から 4 月上旬までの間において引き続き 2 週間
- （2）夏期休暇 7 月下旬から 8 月中旬までの間において引き続き 2 週間

（3）冬期休暇 12 月下旬から翌年 1 月中旬までの間において引き続き 2 週間

2 知事は、必要と認めたときは、休暇期間中でも授業を行うことができる。

（科目及び時間数）

第 6 条 学生が履修すべき科目及び時間数は、別表を基準として知事が定める。

（入学資格）

第 7 条 学院の入学資格は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者とする。

（入学志願の手續）

第 8 条 学院に入学しようとする者は、所定の期日までに、北海道立北の森づくり専門学院条例（平成31年北海道条例第 2 号。第10条第 1 項及び第12条第 1 項において「条例」という。）第 5 条第 2 項第 1 号に規定する入学検定料の額に相当する額面の北海道収入証紙を貼り付けた別記第 1 号様式の入学願書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1）身上調書（別記第 2 号様式）
 - （2）卒業証明書又は卒業見込証明書
 - （3）写真（縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルで、出願前 3 月以内に無帽正面上半身を撮影したもの）
 - （4）健康診断書
 - （5）その他知事が必要と認める書類
- （入学の許可）

第 9 条 知事は、前条の規定による書類の提出があった者について選考の上、入学を許可する。

（入学手續）

第 10 条 入学を許可された者は、所定の期日までに、保証人（独立の生計を営む成年者とする。次項において同じ。）1 人を定め、これと連署の上、別記第 3 号様式により作成した誓約書に当該入学を許可された者の住民票の写し及び条例第 5 条第 2 項第 2 号に規定する入学料の額に相当する額面の北海道収入証紙を貼り付けた貼付用紙を添えて知事に提出しなければならない。

2 入学を許可された者は、保証人が死亡し、又は独立の生計を営む者でなくなったときは、新たに保証人を定め、前項の規定に準じて誓約書を提出しなければならない。

（入学許可の取消し）

第 11 条 入学を許可された者が、正当な理由がないのに、所定の期日までに前条第 1 項の手續をしないときは、知事は、入学の許可を取り消すことができる。

（授業料の納付方法）

第 12 条 授業料は、年 2 期に分けて納付するものとし、前期分は 5 月 15 日までに、後期分は

11月15日までに、条例第5条第2項第3号に規定する授業料の年額の2分の1に相当する額をそれぞれ納めなければならない。

2 知事は、経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められる学生に係る授業料については、納付期限を変更し、又は分割して納付させることができる。

3 前項の規定により納付期限を変更する場合の納付期限は、前期にあっては8月15日、後期にあっては2月15日とし、分割して納付する場合の分割回数は6回を限度とする。

4 第1項又は前項に規定する納付期限が次の各号のいずれかの日に該当するときは、これらの規定にかかわらず、これらの日の翌日を納付期限とみなす。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日

(2) 土曜日

（授業料等の返還）

第13条 既に納付された入学検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、知事が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（授業料等の免除）

第14条 知事は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者である場合

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定により課する所得割を除く。次号において同じ。）がその者と生計を一にする者の全てについて非課税とされている世帯に属する者である場合

(3) 地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者である場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として知事が認める場合

2 知事は、学院に入学しようとする者、入学を許可された者若しくは学生又はこれらの者の学資を主として負担する者が著しく大規模な災害として知事が定めるものの被災者である場合は、当該入学しようとする者の入学検定料、当該入学を許可された者の入学料又は当該学生の授業料を免除することができる。

（休学等）

第15条 学生が休学し、退学し、又は復学しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

（懲戒）

第16条 知事は、学生が学生の本分に反する行為をしたときは、当該学生を懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がないのに、出席が常でない者

(4) 学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

（表彰）

第17条 知事は、他の学生の模範となる優秀な学生があるときは、当該学生を表彰することができる。

（卒業証書の授与）

第18条 知事は、学院を卒業させる者に対し、卒業証書を授与する。

（証明書の交付申請等）

第19条 証明書の交付を受けようとする者は、別記第4号様式の証明書交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 証明書交付手数料は、証明書の交付を申請するときに、北海道収入証紙で納付しなければならない。

3 第13条及び第14条の規定は、証明書交付手数料について準用する。

（知事への委任）

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条から第11条まで、第13条（入学検定料及び入学料に係る部分に限る。）、第14条第2項（入学検定料及び入学料に係る部分に限る。）及び第20条、別表並びに別記第1号様式から別記第3号様式までの規定は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

科目、単位数及び時間数の基準

区分	科目（単位数）		時間数	
	第1学年	第2学年	第1学年	第2学年
基本能力	情報処理(1) 救急救命・健康管理(1) 野外活動(1)		時間 84	時間
森林科学	森林・林業概論(2) 森林生態(1) 樹木学 I(1)	樹木学 II(1)	82	30
林業経営	森林調査(3) 森林情報活用(2) 林業経営 I(2)	林業経営 II(2) 森林施業プランニング(2) 森林機能(1)	210	150

	森 林 計 画(2)			
施業技術	施 業 技 術 I(1) 種 苗 技 術(1) 育 林 実 習(2) 森 林 被 害 防 除(2)	施 業 技 術 II(1)	162	30
林業機械	林 業 機 械(2) 労 働 安 全 衛 生(2) 林 業 機 械 実 務(7) 刈 払 作 業 実 習(1) 伐 木 作 業 実 習 I(6) 高性能林業機械操作実習(3)	伐 木 作 業 実 習 II(2) 林業機械作業システム総合実習(4)	600	180
路網整備	森 林 路 網(1) 森 林 路 網 作 設 実 習 I(2)	森 林 路 網 作 設 実 習 II(2)	90	60
木材利用	木 材 加 工(1) 木 材 流 通 ・ 木 材 利 用 I(2)	木 材 流 通 ・ 木 材 利 用 II(1) 木 材 コーディネート(2)	60	90
森林活用		木 育(1) 野 生 動 物 管 理(1) 特 用 林 産(1)		90
総合学習	コミュニケーションと職業倫理(1) 林 業 人 講 座 I(1) 短 期 就 業 研 修(3) 地 域 見 学 実 習(2)	地 域 づ く り(1) 林 業 人 講 座 II(1) 長 期 就 業 実 践 研 修(1) 地 域 実 践 実 習(1) 自 主 研 究(3)	214	808
その他	各種行事等		60	60
計			3,060	

別記第1号様式（第8条関係）

北海道収入証紙貼付欄（消印すること。）

入 学 願 書

年 月 日

北海道知事 様

志願者 郵便番号
住 所
氏 名
保護者 郵便番号
住 所
氏 名
生 年 月 日

北海道立北の森づくり専門学院に入学したいので、関係書類を添えて申し込みます。

希望受験地

注 「保護者」欄は、志願者が未成年の場合のみ記入してください。

別記第2号様式（第8条関係）

身 上 調 書

ふりがな		性 別	
氏 名		男 ・ 女	
生年月日	年 月 日生（満 歳）		
住 所	郵便番号 -		
電話番号	（ ） -		
最終学歴	（学校・学科名）		
	年 月卒業・卒業見込み・修了・修了見込み		
職 歴	勤 務 先	職 務 内 容	就 業 期 間
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日
取得資格・免許			

別記第3号様式（第10条関係）

誓 約 書

年 月 日

北海道知事 様

本 人 郵便番号
住 所
氏 名
生 年 月 日
保証人 郵便番号
住 所

印

氏 名 (印)
生 年 月 日
本人との関係
職 業
電 話 番 号

この度、北海道立北の森づくり専門学院への入学を許可されましたが、入学後においては、諸規則を守り、専心修学に努めます。

万一本人が北海道立北の森づくり専門学院に迷惑を与えたときは、保証人が一切の責めを引き受けます。

ここに、保証人と連署して誓約します。

別記第4号様式（第19条関係）

北海道収入証紙貼付欄（消印すること。）

証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様

本 人 郵 便 番 号
住 所
氏 名 (旧姓)
生 年 月 日
卒 業 年
電 話 番 号
上記代理人 郵 便 番 号
住 所
氏 名
本人との関係
電 話 番 号

次の証明書の交付を受けたいので、申請します。

記

1 証明書を必要とする理由

2 交付を必要とする証明書

- (1) 卒業証明書（ 通）
- (2) 成績証明書（ 通）
- (3) 学科目取得証明書（ 通）

(4) その他（ 証明書）（ 通）